

**随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書**

地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号により随意 契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。	1 契約の概要 自然アウトドアの魅力にあふれる県として全国的な認知度向上及び誘客促進を図るため、本県の豊富な自然アウトドア資源に加え、親和性の高い健康や癒しを取り入れたブランドコンセプトを作成し、これに基づいたキャッチコピー、ロゴの作成、のぼり旗、ポスター等ツールの作成、中長期的なマーケティング戦略の策定といった観光ブランディング業務を実施する。 また、作成したブランドコンセプトに沿って、自然アウトドア事業者等から特典を募集し、デジタルで利用できるようにするとともに、特設ページの制作、オンライン広告、その他効果的なプロモーション事業、懸賞等企画といった観光キャンペーン運営業務を実施する。 2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明 本事業を実施するにあたっては、分析等に基づきブランドコンセプトやマーケティング戦略を策定する必要があるとともに、PRツール、ウェブプロモーション等に関するデザイン力、キャンペーン運営に係るノウハウ等が必要になることから、それらの実施能力を有する者に委託する必要がある。 このため、より効果的かつ効率的な事業実施のためには、単なる価格競争ではなく、企画立案及び実施等の手法についての具体的な提案に基づき、適格性を総合的に判断する必要がある。 3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明 令和8年3月26日に開催した、「自然アウトドアを活かした観光ブランディング及びキャンペーン運営業務委託」プロポーザル評価会議の結果、各構成員の評価点の合計が基準点（240点／400点）を上回り、かつ、各構成員の総評価点に基づき算出した順位点の合計が最も高かったJR東海エージェンシー・OKB・レシップ共同体を最優秀提案者とし、契約交渉の相手方として決定した。